

令和4年7月吉日

保護者の皆様

岡崎市立広幡小学校
校長 清松 治子

台風等異常気象時における児童の登下校について

盛夏の候、皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動に対して御理解、御協力を賜りありがとうございます。

さて、周知のとおり、平成22年5月7日から暴風警報は市町村ごとに発表されるようになりました。また、平成25年8月30日から特別警報が導入されました。これらのことをふまえ、暴風警報等異常気象時における児童の安全確保について下記のように対応しますので、よろしくお願ひします。

記

1 「暴風警報」が発令された場合

(1) 登校する以前に、岡崎市に暴風警報が発令されている場合

- ① 始業時刻2時間前（午前6時15分）までに暴風警報が解除された場合は、平常の通り授業を行います。
- ② 始業時刻2時間前（午前6時15分）から午前11時までに暴風警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始めます。
- ③ 午前11時以降、暴風警報が継続されている場合は、授業を行いません。

※ 上記①②の場合、道路の冠水、河川の増水等により、登校が危険なときや困難なときは、児童は登校する必要はありません。

(2) 登校後に、岡崎市に暴風警報が発令された場合

- ① 気象・通学路の状況等から児童を安全に帰宅させることができると判断したときは、授業を中止して速やかに下校させます。
- ② 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保します。必要があれば、保護者への迎え等を依頼します。

2 「特別警報」が発令された場合

(1) 登校する以前に、岡崎市に特別警報が発令されている場合

- ① 児童は登校しません。
- ② 学校は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童が安全に登校させようと判断できるまでは登校させません。

(2) 登校後に、岡崎市に特別警報が発令された場合

- ① 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。
- ② 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。

3 「暴風警報」及び「特別警報」が発令されていないが、大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

学校は、発表される注意報・警報等の気象情報を把握し、気象・通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止を決定します。

※いずれの場合も「広小メール」でもお知らせします。